

第1節 次世代のすこやかな育成や多様な生き方を支援する。(次世代育成)

# 1 子育て支援

第1節 次世代のすこやかな育成や多様な生き方を支援する。(次世代育成)

1 子育て支援

2 保育サービス

3 多様な生き方の尊重

## 動向（現状）と課題

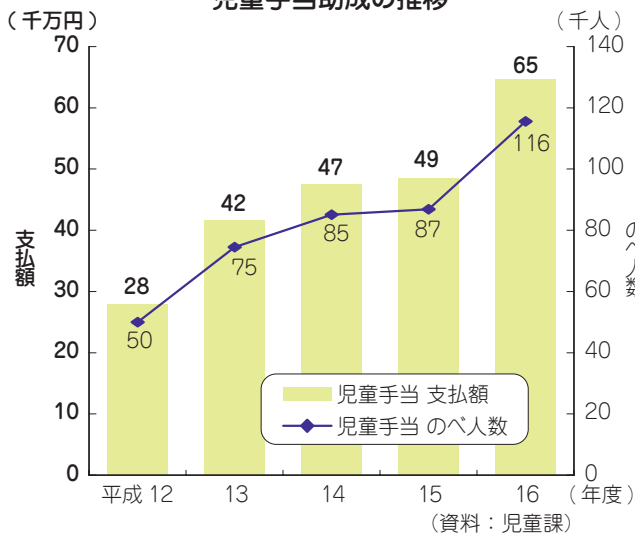
### ● 動向（現状）

- (1) 都市化の急激な進行をはじめさまざまな要因による、少子化、晩婚化、核家族化、夫婦共働き家庭の増加は、家庭や地域での子育て機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境に大きな変化を与え、子育て環境の低下とともに深刻な出生率の低下をもたらしています。
- (2) これまでの子育て支援は、子育てと仕事の両立への支援が中心でしたが、これからは少子化の流れを変えることを目的としながら、在宅で子育てを行っている家庭も含め、すべての子育て家庭に対する支援が必要となります。
- (3) 家庭環境や地域環境が変化しているなかで、兄弟姉妹が少なくひとりで遊ぶなど子どもの生活環境も様変わりしてきており、また社会状況の変化のなかで子どもが地域で安心して過ごすことが難しくなってきています。

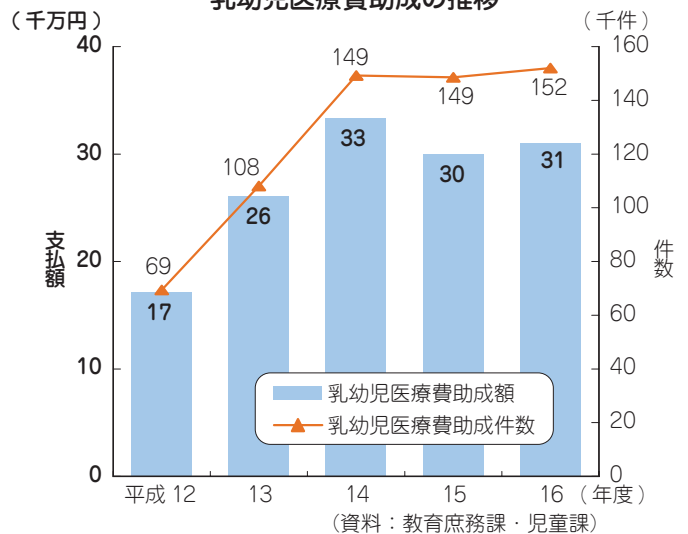
### ● 今後の課題

- (1) 次世代を生きる子どもを安心して生み育てられるように、子育てを行うすべての人たちが、子育てにともなう喜びや楽しさを実感することができる社会を形成するために、地域における子育て支援サービスを充実していく必要があります。
- (2) 子育ては、親が基本的には責任を負うという共通の認識のもとで、地域の多様な社会資源を十分に活用し、地域ぐるみで子育て支援を進め、少子化の流れを変えていく必要があります。
- (3) 子どもが地域のなかで健やかに育っていくためには、学年の違う友だちや地域の人たちとの関わりのなかで、さまざまな考え方を吸収し交流の輪を広げていくことが重要であり、また放課後などに安心して過ごせる場所の確保が必要となっています。

児童手当助成の推移



乳幼児医療費助成の推移



## 本計画における基本方針

- (1) 子育てを行うすべての人たちが子育ての喜びや楽しさを実感できるように、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て中の家庭への経済的な負担の軽減を図ります。
- (2) 家庭・地域での子育て機能の低下などから増加する子どもへの虐待等の問題に対して、子育て支援のネットワークの構築や子育ての相談機能の充実を図っていきます。
- (3) 子どもが豊かな心や社会性を身につけ、また放課後など地域で安心して過ごせるような場の提供を進めていきます。
- (4) 次代の親となる青少年が、子どもを生み育てる意味やいのちの大切さなどを理解することができるよう、その機会や環境づくりを進めます。

## 予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
施設事業	(1) 小川町二丁目児童館の建設（地域センター併設）	➡		
	(2) 小川町一丁目地区児童館の建設（地域センター併設）	➡		
非施設事業	(1) 児童館事業充実のための新たな管理形態の検討	➡		
	(2) 子どもつどいの広場事業の充実	➡		➡
	(3) ファミリー・サポート・センター*事業の充実	➡		
	(4) 乳幼児医療費助成制度の拡大	➡		
	(5) 子ども家庭支援センターの児童虐待防止機能の強化	➡		
	(6) 児童虐待防止ネットワーク事業の推進	➡		
	(7) 乳幼児と青少年のふれあい体験事業の実施	➡		
	(8) 学童クラブの事業運営の充実	➡		
	(9) 市庁舎内保育コーナー開設の検討	➡		

各施設の利用者数と相談件数の推移

（平成 17 年 12 月末現在）

内容		年度				
		平成 13	14	15	16	17
利用者数（人）	児童館	6,404	27,262	28,056	23,674	16,818
	子ども家庭支援センター （平成 16 年 1 月開設）				13,723	10,139
	子どもつどいの広場 （平成 17 年 10 月開設）					3,547
	学童クラブ入会児童数 （各年 4 月 1 日現在）	931	936	923	1,007	1,049
相談件数（件）	子ども家庭支援センター （平成 16 年 1 月開設）				1,020	935
	子育てふれあい広場	304	356	393	324	352
	子育ての知恵袋 （平成 14 年 7 月開始）		54	45	30	233
	子育て・女性相談室 （うち子育て相談）（平成 14 年 8 月開設）		65	119	230	203

※相談件数は FAX・電子メール含む

（資料：児童課）



\*ファミリー・サポート・センター…子育てサービスを受けたい人と援助したい人を会員として組織し、子育てを支援する事業のこと。

## 2 保育サービス

第1節 次世代のすこやかな育成や多様な生き方を支援する。(次世代育成)

1 子育て支援

2 保育サービス

3 多様な生き方の尊重

### 動向（現状）と課題

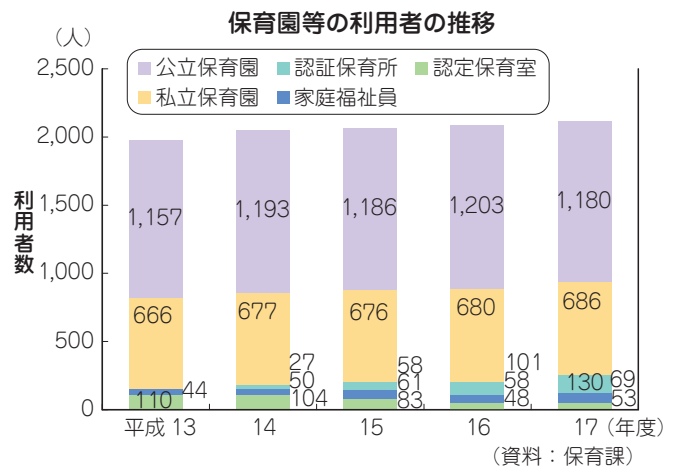
#### ● 動向（現状）

- (1) 社会情勢の変化にともなう保育サービスの課題のうち、保育園の入園待機児については、保育需要に対応する受け皿づくりのための幼稚園を含めた社会資源の活用が充実するなど、これまでのさまざまな保育施策の展開が効果を上げ、着実に減少してきており、受け入れについては量的にはほぼ可能な状況に変化しています。
- (2) 現在では、家庭の子育て環境の変化から保育サービスの内容が変化し、また社会生活における価値観も変化していることから、保育の需要を的確に把握し効果的に対応することや、サービスを受けるときに利用しやすいように、情報の提供やしきみを簡素化することなどが求められています。



#### ● 今後の課題

- (1) 今後は、子どものみならず、子育て家庭の保護者の就労など生活状況を十分に考慮し、延長保育、休日保育、一時保育、病後児保育等の多様な保育の需要に対して柔軟に即応できるようにするとともに、相談・交流を含めた支援の体制づくりが必要です。
- (2) 多岐にわたる保育サービスを利用しやすくするために、積極的な情報提供や手続きの簡素化を図るとともに、サービスへの評価システムの導入を進め、また民間部門の活用による工夫も含めて、たえず利用者にとって効果の高いサービスを供給していただく必要があります。
- (3) 少子化社会の到来と保育需要の多様化は、今後、ますます保育園と幼稚園の距離を小さくさせることになり、教育の時間と保育の時間とを連続させたり、融合させたりすることにより、保育園と幼稚園のさらなる連携が促進されることが予想されます。



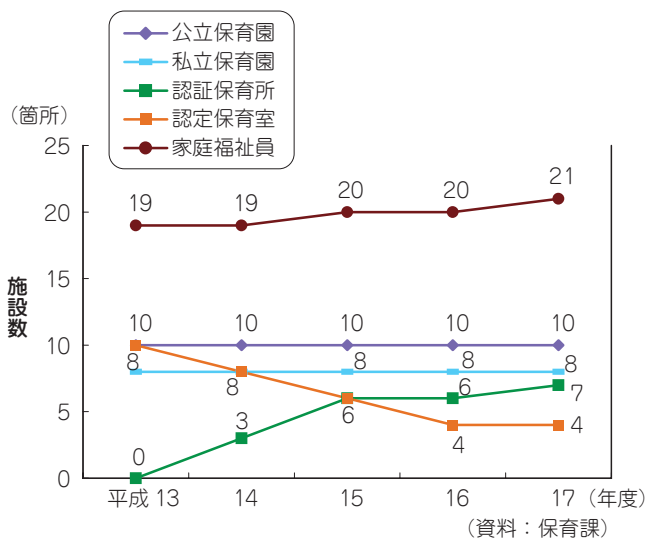
## 本計画における基本方針

- (1) 市全体での保育サービスの待機状況の解消を進め、さらに多様な保育サービスの充実を図りながら、地域の身近な保育サービスの課題についてもきめ細かな対応をしていきます。
- (2) 保育施設で行うサービスの安全管理については、質のいっそうの向上をめざすとともに、出産や子育ての負担感を和らげ出生率の向上を図るため、子育て支援のためのネットワークをさらに充実します。
- (3) 今後も民間部門で好評な保育サービスのノウハウやサービスそのものを活用して、園児や利用者には保育環境の充実やサービスの質を確保していくとともに、求められているさらなる多様な保育サービスの向上に向けて具体的な検討を行い、試行をめざします。
- (4) 保育サービスとして利用しやすく、また幼児教育の面でも配慮されるように、市内の保育園と幼稚園の総合的な連携をめざします。

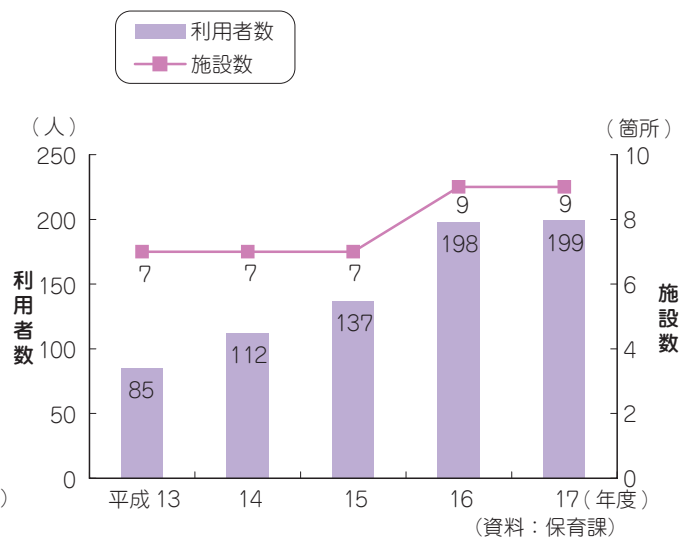
## 予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
施設事業	(1) 公立保育園の保育環境の充実（建替え・改修等）	▶		
非施設事業	(1) 多様な保育サービスの推進（長時間延長・一時・休日・病後児・年末保育等）	▶		➡
	(2) 認証・認定保育施設の充実（認定保育室の認証保育所への移行等）	▶		
	(3) 私立保育園（認可園）の保育環境の充実（小規模保育所の運営の充実等）	▶		
	(4) 公立保育園の運営の検討	▶		
	(5) 保育料基準等の適正化の検討	▶		
	(6) 幼稚園アットホーム事業*等の推進	▶		

保育園等の施設数の推移



幼稚園アットホーム事業の推移



\* 幼稚園アットホーム事業…子育て支援と待機児の解消を目的として、幼稚園の空き時間・施設を利用して行う小平市の子育て支援事業のひとつ。

## 3 多様な生き方の尊重

第1節 次世代のすこやかな育成や多様な生き方を支援する。(次世代育成)

1 子育て支援

2 保育サービス

3 多様な生き方の尊重

### 動向（現状）と課題

#### ● 動向（現状）

- (1) すべての人が共にその生き方を尊重しあい、社会の一員として人格が保障され、個人の個性や能力を十分に発揮することができる社会が求められており、男女の性を尊重し、また男女が平等である社会のさらなる実現に向けて、さまざまな施策が国や自治体において展開されています。一方で制度や慣習のなかには、男女の固定的な役割分担等の考え方も強く、男女平等への理解や認識のために、よりいっそうの啓発活動が必要です。
- (2) 近年では、パートナー間の暴力が顕在化し社会問題となっており、暴力や虐待の被害者の保護、また自立のための支援など迅速な対応が求められています。
- (3) 社会の成熟とともに価値観が多様化し、生活の選択肢が広がるなかで、青少年にとってもさまざまな社会的要因から影響を受けやすい状況があり、その成長過程が社会問題化しています。

#### ● 今後の課題

- (1) すべての人が、性別などに関係なく個人として尊重され、また相互に尊重しあう真の平等な社会を実現することが重要であり、そのためには、地域の理解や社会全体の理解の向上をめざす取り組みが必要となります。
- (2) パートナーからの危害を受けるのは女性であることが多く、被害者保護のためのシェルター\*の確保や自立支援のための相談事業の充実や、さらには社会全体で支援しさまざまな課題を解決していくための行政・関係団体との連携が必要であり、息の長い対策や意識向上のための啓発活動が必要です。
- (3) いろいろな情報が溢れるなかで、価値観の変化や、意識やモラル\*の低下が見られ、暴力や薬物のような青少年の非行についての課題が顕著になってきており、原因を明らかにし対応を図る必要が生じてきています。



\*シェルター…緊急一時避難場所の意味。配偶者等からの暴力を受けたときに、緊急に避難できる場所。

\*モラル…道徳、道理。

## 本計画における基本方針

- (1) あらゆる人々の多様な生き方を尊重するとともに、一方、男女平等についての条例制定の検討を含め、あらゆる分野に対して男女平等の推進をめざします。
- (2) 離婚や非婚なども含め人々の多様な生き方への支援や、暴力・虐待から守るための相談機能を充実し、適切な助言や支援を行うなかで信頼される自治体をめざします。
- (3) 確かな将来を維持していくためには青少年の健全な成長が重要であり、家庭・学校・地域、行政が連携し、青少年や保護者にいろいろな機会をとらえ、積極的に情報の提供や啓発活動を行います。

## 予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
非 施 設 事 業	(1) アクティブプラン 21 (男女共同参画推進計画) の改定	▶		
	(2) 男女平等についての条例の検討・制定	▶		
	(3) 男女共同参画センターの充実	▶		▶
	(4) 男女共同参画の啓発広報誌の発行、フォーラムの開催	▶		
	(5) 女性相談機能の充実	▶		
	(6) 青少年育成プランの改定	▶		
	(7) 青少年センターの充実	▶		
	(8) 青少年のための講演会・啓発キャンペーンの実施	▶		



女性相談件数と各センターの利用状況

事業名	年度	平成 14	15	16	17 (17年12月まで)
女性相談 (平成14年8月開設)		97件 (うちDV13件)	304件 (うちDV35件)	382件 (うちDV16件)	231件 (うちDV3件)
男女共同参画センター (平成16年1月開設)			31人	1,115人	1,216人
青少年センター (平成16年1月開設)			261人	4,770人	6,671人

※DV…ドメスティック・バイオレンス\*

(資料：青少年男女平等課)

\*ドメスティック・バイオレンス…配偶者等からの身体への暴力や心身に有害な影響をおよぼす言動

## 保育園・幼稚園・子育て支援関連施設



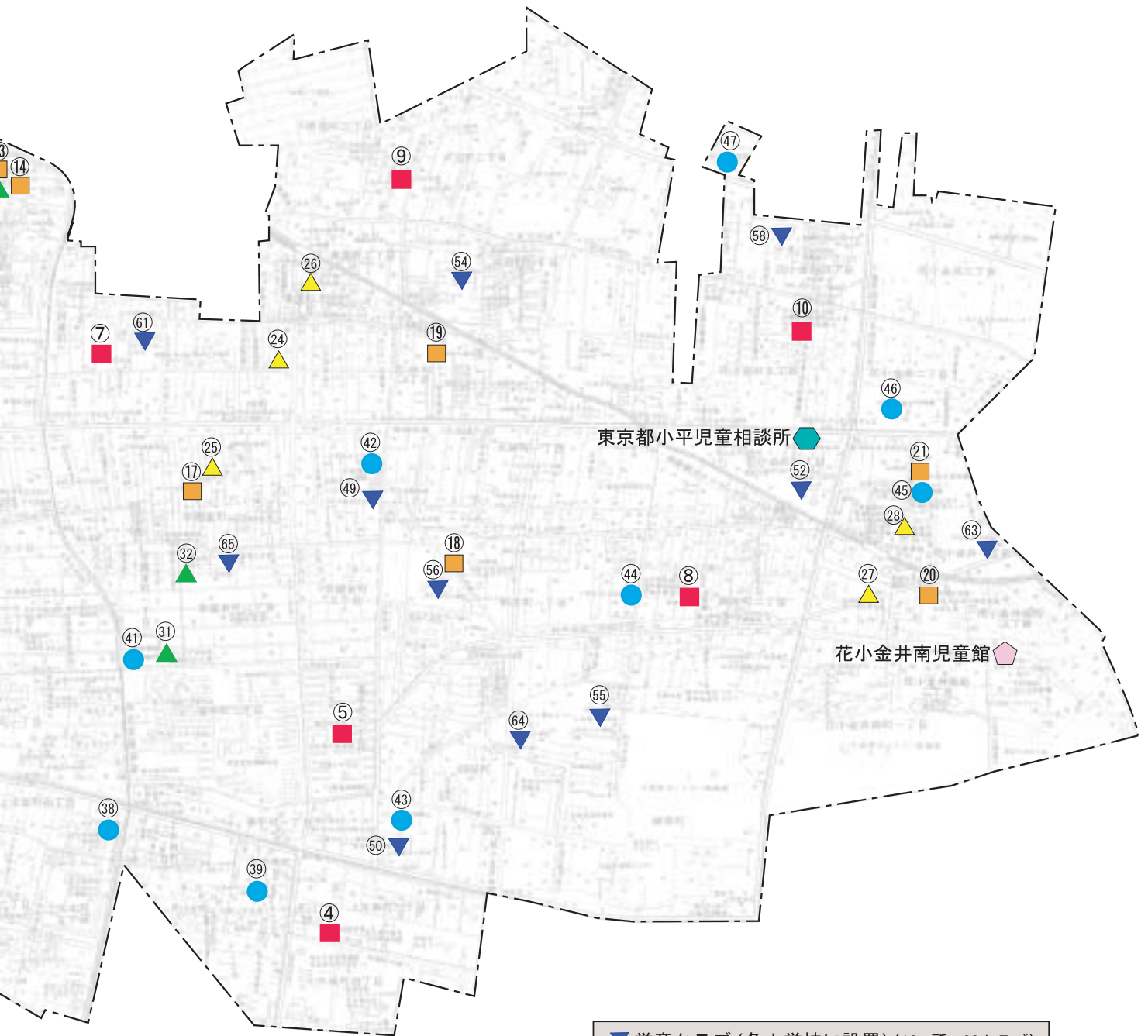
### 凡 例

★ 子ども家庭支援センター

⬠ 児童館（花小金井南児童館）

⬡ 東京都小平児童相談所

■ 市立保育園（10カ所）	■ 私立保育園（11カ所）	▲ 認証保育所（7カ所）	▲ 認定保育室（4カ所）
① 上宿保育園 ② 小川保育園 ③ 小川西保育園 ④ 上水南保育園 ⑤ 喜平保育園 ⑥ 津田保育園 ⑦ 仲町保育園 ⑧ 鈴木保育園 ⑨ 大沼保育園 ⑩ 花小金井保育園	⑪ 小平にこにこ保育園 ⑫ 小平にこにこ保育園分園 ⑬ れんげ萩山保育園 ⑭ れんげ萩山保育園分園 ⑮ よつぎ第三保育園 ⑯ よつぎ第三保育園分園 ⑰ ゆたか保育園 ⑱ こぶし保育園 ⑲ ひめゆり保育園 ⑳ 白梅保育園 ㉑ 花小金井愛育園	㉒ たかの台保育所 ㉓ マリア・ローザ ㉔ エンゼル保育園 ㉕ いやなが保育園 ㉖ 小平駅前保育園 ㉗ ドリームキッズ花小金井保育園 ㉘ ミッキーハウスほいく園	㉙ 新小平さくら保育室 ㉚ むさし保育室 ㉛ タンポポ保育室 ㉜ どんぐり保育園



● 私立幼稚園 (15カ所)	
③③ 小平姫百合幼稚園	④① 小平学園幼稚園
③④ 白梅幼稚園	④② 小平なみき幼稚園
③⑤ 小平神明幼稚園	④③ 小平若竹幼稚園
③⑥ 丸山幼稚園	④④ 小平みどり幼稚園
③⑦ たかのだい幼稚園	④⑤ りんどう幼稚園
③⑧ なおび幼稚園	④⑥ 小平花小金井幼稚園
③⑨ 小平あおば幼稚園	④⑦ 弥生台幼稚園
④⑩ 洗心幼稚園	

▼ 学童クラブ (各小学校に設置) (19カ所・23クラブ)	
④⑧ 小平第一小学校	⑤⑨ 小平第十二小学校
④⑨ 小平第二小学校	⑥⑩ 小平第十三小学校
⑤⑩ 小平第三小学校	⑥① 小平第十四小学校
⑤① 小平第四小学校	⑥② 小平第十五小学校
⑤② 小平第五小学校	⑥③ 花小金井小学校
⑤③ 小平第六小学校	⑥④ 鈴木小学校
⑤④ 小平第七小学校	⑥⑤ 学園東小学校
⑤⑤ 小平第八小学校	⑥⑥ 上宿小学校
⑤⑥ 小平第九小学校	
⑤⑦ 小平第十小学校	
⑤⑧ 小平第十一小学校	



# 1 健康づくり

第2節 健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす。(健康福祉)

1 健康づくり

2 高齢者福祉

3 障がい者福祉

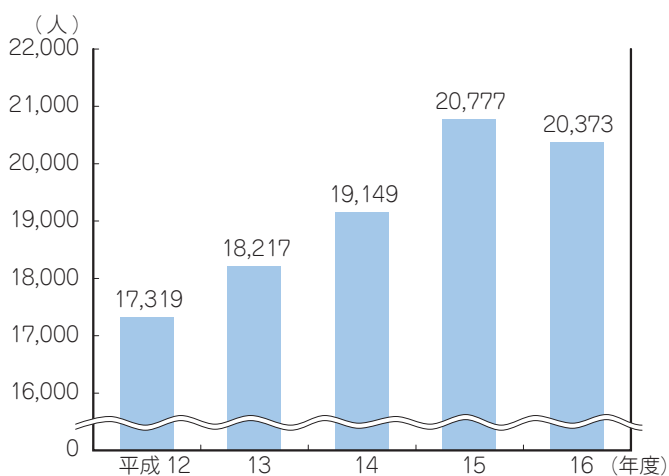
4 社会保障

## 動向（現状）と課題

### ● 動向（現状）

- (1) 社会に「ゆとり」が求められ、さらに高齢化にともないみずからの健康への関心が高まり、人々の間であらゆる面で健康志向が定着しています。特に近年では、生活環境や社会環境の変化にともなうストレスの増加や、いわゆる「生活習慣病」が増加し、健康診断や健康相談を受け、みずから予防する市民も増えています。
- (2) あらゆる世代が自分の健康に関心を持ち健康づくりをするために、早期からの予防への啓発や諸施策のいっそうの充実が求められており、治療にいたる前の段階としてのスポーツを含めた健康づくりが予防とともに注目され、高齢社会も視野に入れた総合的な健康づくりが求められています。

基本健康診査の受診者数の推移

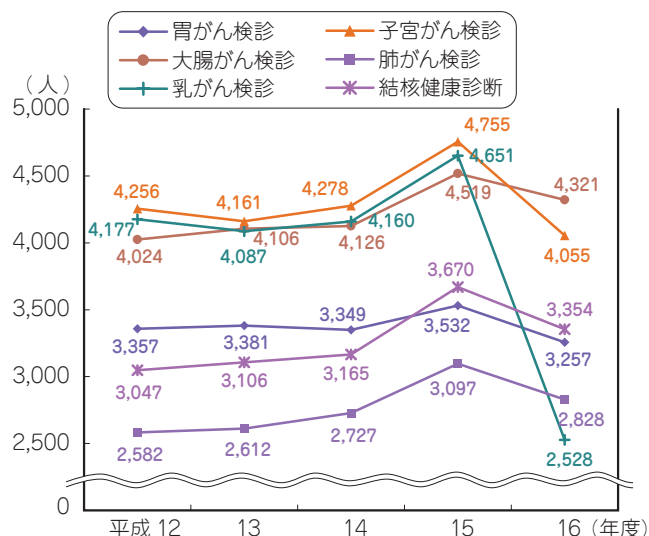


(資料：健康課)

### ● 今後の課題

- (1) 健康づくりは、市民一人ひとりがみずから実践することが最も大切なことであり、健康であることは、自分も周囲も充実した豊かな人生を過ごすことができることを意味します。今後は、子どもから大人まであらゆる人々が自分の健康に関心を持ち健康維持ができるような、またスポーツを含めた予防に重点を置いた施策の展開が必要となります。
- (2) 高齢社会を迎え、生活習慣病や介護予防などの情報の提供とともに、医療機関と連携しながら、少しでも元気な高齢者であり続けることの必要性について、啓発のための事業を展開していくことが必要です。

主な健康診査の受診者数の推移



※乳がん検診については、平成16年度よりマンモグラフィ検査導入（受診は国基準により2年に1度）

(資料：健康課)

## 本計画における基本方針

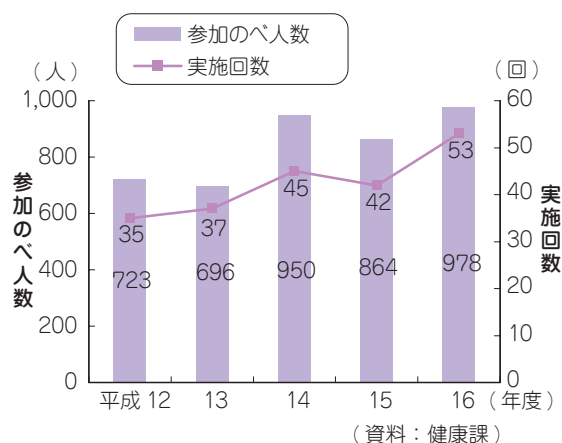
- (1) 子どもから高齢者まですべての人が健康で健やかに過ごすことができ、また活力ある地域社会を実現するために、健康づくりから病気の予防まで、世代や分野を超えた包括的な健康づくりを推進していきます。
- (2) 今後、行政として保健・予防体制を充実していくとともに、地域の医療機関をはじめとした関係機関同士の地域ネットワークづくりを進め、連携を深めていくなかで、個人の健康づくりを側面から支援していきます。
- (3) 健康づくりの基本は、市民一人ひとりが健康への認識を持ち、楽しみながら努力し継続していくことが最も重要となることから、子どもに対する食育\*についての環境づくりや、市民一人ひとりによる病気にならないための健康づくりの推進を支援していきます。

## 予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
非施設事業	(1) 親と子のメンタル相談事業の充実	▶		
	(2) 母子保健ネットワーク事業の充実	▶		
	(3) 3歳児経過観察健康診査（心理）事業の充実	▶		
	(4) 健康教室事業の充実	▶		
	(5) 食育推進事業の実施	▶		▶
	(6) 乳幼児歯科相談事業の充実	▶		
	(7) 医療機関や関係機関などの地域ネットワークづくりの推進	▶		
	(8) 介護保険による介護予防・包括支援事業の実施（再掲）	▶		



健康教室の参加者の推移



\*食育…食べることの意味や大切さを理解し、自主的に食生活をはぐくむ力を育てること。

## 2 高齢者福祉

第2節 健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす。(健康福祉)

1 健康づくり

2 高齢者福祉

3 障がい者福祉

4 社会保障

### 動向（現状）と課題

#### ● 動向（現状）

- (1) 市内の高齢者は、平成32年には人口の約5分の1に達すると予想され、いよいよ未だ経験したことのない高齢社会が到来します。高齢社会においては、元気な高齢者については、より生きがいを体感できる施策、また就労・就学や社会参加への支援策が必要であり、介護を必要とする高齢者については、地域や社会全体でケアのできる体制が必要となります。
- (2) 高齢社会が進むに従い、ねたきりや認知症など介護を必要とする高齢者が増えてくることとなりますが、今後は民間事業者やNPO等を含めた幅広い支援体制が必要となります。
- (3) 介護保険制度が導入され、介護を必要とする高齢者に対して、一定の保険料の負担と同時に介護程度に応じてサービスの提供が可能となりましたが、これから先、急速な高齢化が進むなかで、要介護高齢者の増加が予想されます。

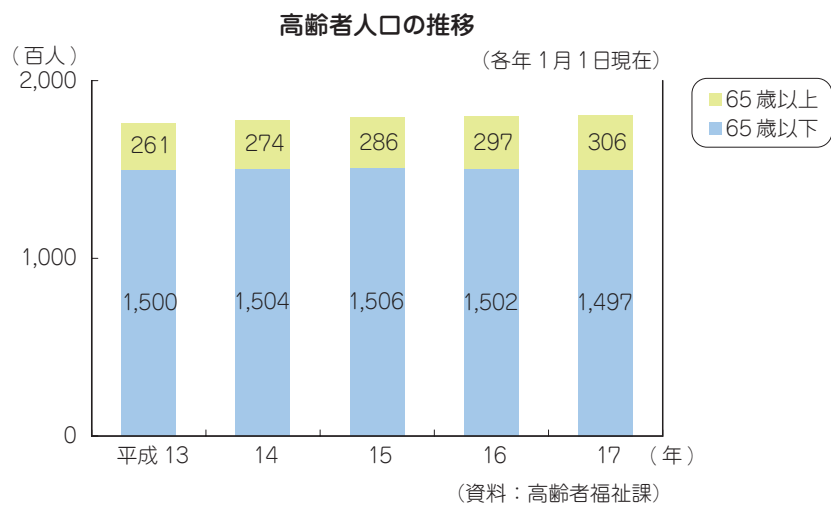
#### ● 今後の課題

- (1) 元気な高齢者については、社会参加が可能なくみづくり、すなわち地域内の就労機会の確保、また生涯学習等への参加の機会の確保、さらにボランティアへの参加の機会の確保が必要となります。

- (2) 支援を必要とする高齢者に対しては、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの整備を中心として、相談体制や介護予防のための各種の事業を推進し、自立に向けての支援の取り組みを行う必要があります。
- (3) 一人ぐらしの高齢者や地域における高齢者の孤独感を解消するためには、地域のなかで交流できるネットワークの形成や充実を図るなど、不安感・孤独感のない生活への支援を地域及び行政が一体になって行う必要があります。
- (4) 高齢者やからだの不自由な人が地域で快適に生活するためには、生活空間でのバリアフリーが必要であり、また地域のなかでお互いが支えあうようなくみづくりが必要です。
- (5) 介護を必要とする高齢者の急速な増加により、サービスの供給量が増大しそれともなう社会保障費の増加が懸念されますが、在宅サービスと施設サービスのバランスを考慮し、高齢者が少しでも長く元気で過ごすことができるような対策を講じていくことが課題となっています。
- (6) 高齢社会のなかで、やがて多くの人々が人生の終末を迎えることとなりますが、高齢者の「尊厳の保持」としての側面からも、住み慣れた地域で安心して老いを迎えられるように、地域ケアの充実を図っていくことが必要です。

## 本計画における基本方針

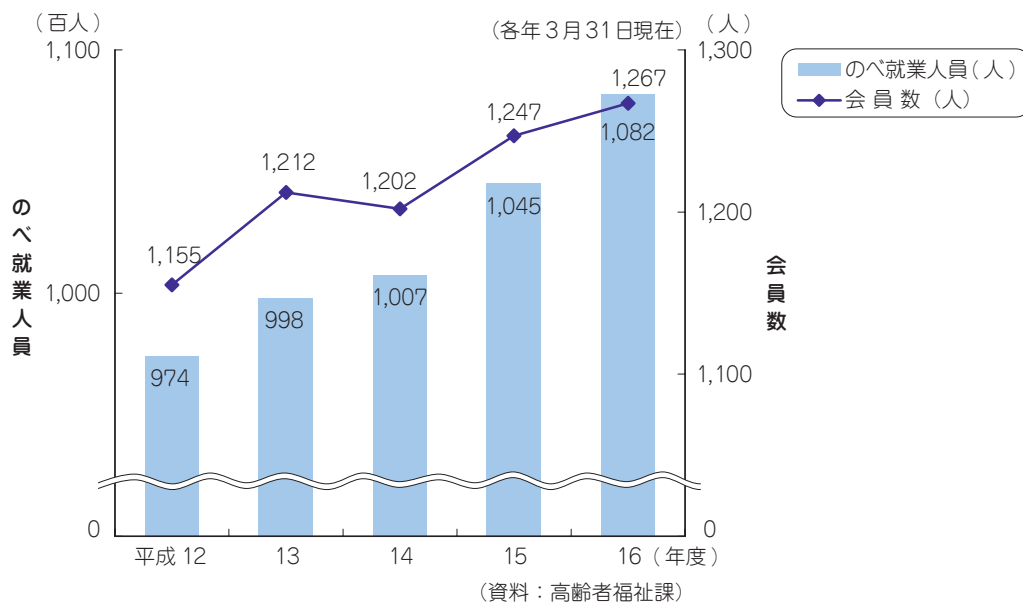
- (1) 地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心とした地域ケアの体制の充実や、介護予防のための各種在宅福祉サービスの推進を行います。
- (2) 元気な高齢者に対する社会参加の機会の確保や生きがいつくりの推進を行います。
- (3) 高齢者やからだの不自由な人が安全で快適に暮らせるまちづくりを進め、いつでも地域社会に参加ができるようなしくみを実現していきます。
- (4) 高齢者の急速な増加のなかで円滑な介護保険サービスを維持していくために、介護予防サービスの重点的な取り組みを展開するとともに、地域における包括的支援を進めていきます。
- (5) 地域で安心して老いを迎えるためには、在宅ケアや地域ケアを家族とともに考え、支えていくことが重要であり、制度の充実とともに家族の支え方についてもさまざまな機会を通じ情報を提供し、また啓発していきます。

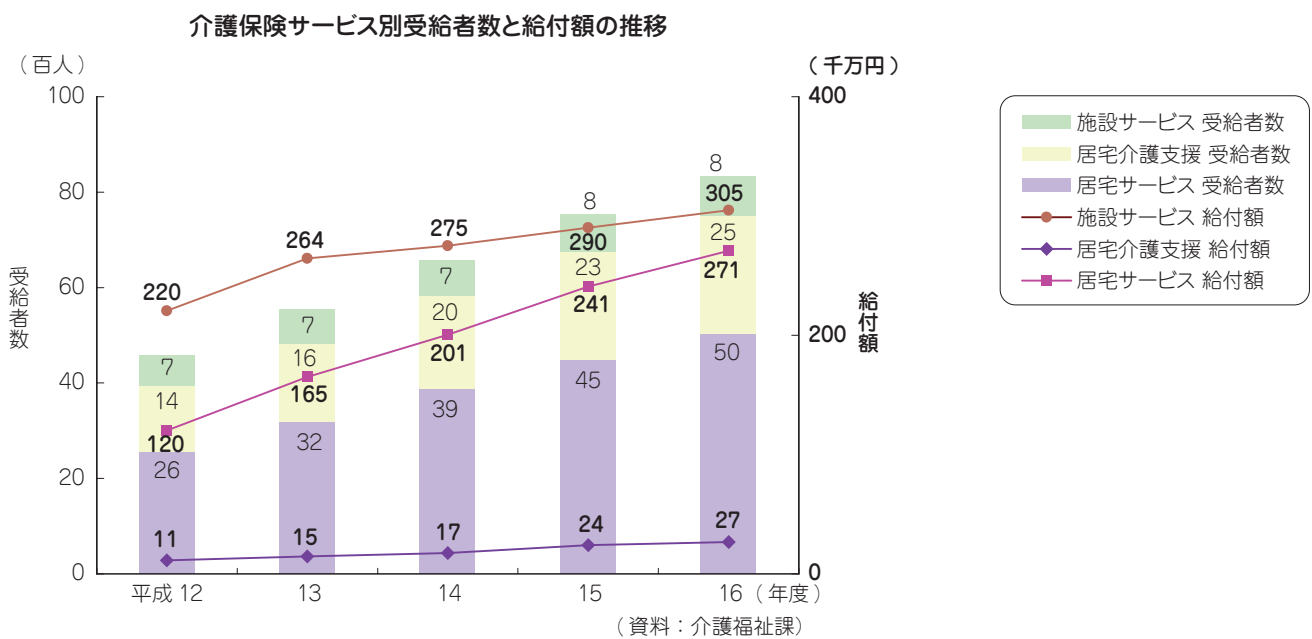
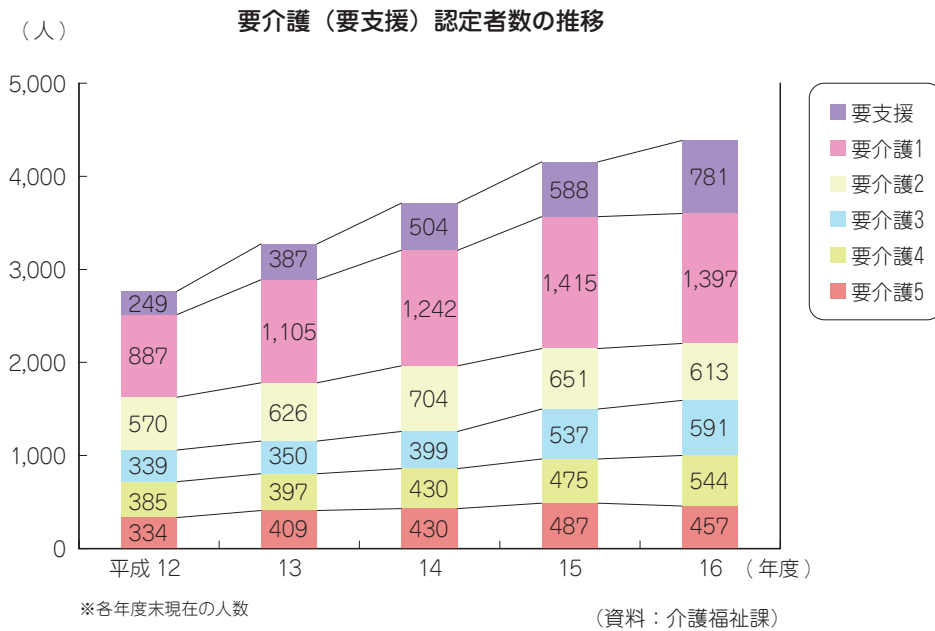


## 予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
<b>施設事業</b>	(1) 市立施設のバリアフリー化のための改修（地域センター、公民館等）	▶		
	(1) 地域福祉・高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定	▶		
<b>非施設事業</b>	(2) 元気な高齢者の社会参加や生きがいのづくりの推進	▶		▶
	(3) 福祉のまちづくり推進計画の改定	▶		
	(4) 福祉サービス総合支援事業（成年後見制度）の推進	▶		
	(5) 福祉サービス第三者評価受審支援事業の実施	▶		
	(6) 介護保険による介護予防・包括支援事業の実施	▶		
	(7) 介護保険導入にともなう低所得者負担軽減の継続	▶		

小平市シルバー人材センターの会員の就業状況





## 3 障がい者福祉

第2節 健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす。(健康福祉)

1 健康づくり

2 高齢者福祉

3 障がい者福祉

4 社会保障

### 動向（現状）と課題

#### ● 動向（現状）

- (1) 市内にはさまざまな障がいのある人たちが生活していますが、今後、障がい者の高齢化が進むとともに、一方では、障がいの重度化や重複化なども進むと思われます。
- (2) また、障がいのある人たちがいつまでも在宅で生活できるように、また雇用の課題も含め自立した生活をみずから選択することができるような、総合的かつ効果的な支援のあり方が求められています。
- (3) 障がい者の福祉サービスについては、支援費制度として措置から契約へ、そして障害者自立支援法の制定により、さらに身体・知的・精神のそれぞれの障がいへの基本的なサービスが共通の枠組みのなかで利用できるようになり、みずからサービスを選択して提供が受けられるようになりました。



#### ● 今後の課題

- (1) 重度の障がい者への支援については、あくまでも法内の支援が基本となりますが、少しでも住み慣れ親しんだ地域で、安心して過ごすことができるように、地域における相談・支援のさらなる整備を進めることが必要となります。
- (2) 今後は、地域で自立し生活していくための在宅福祉サービスの充実、移動手段の確保、グループホーム\*の充実などのほか、生活の質を高めるための日中の活動の場や就労支援などが必要となります。
- (3) さらに、障がいのある人たちへの雇用については、機会の拡大に向けて事業者への理解や啓発活動を行うとともに、ハローワーク\*をはじめ障害者職業センターなどとのさらなる連携やしくみづくりが必要です。
- (4) サービスを必要とするすべての障がい者が適切に利用できるしくみづくりや障がい者の所得保障の制度などの国における検討とともに、市として障がい者の自立の促進や社会への参加を支援していく必要があります。



\*グループホーム…夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行い、地域で自立した生活を営むための場。

\*ハローワーク…公共職業安定所のこと。厚生労働省の所管する職業を斡旋する公的な機関。

## 本計画における基本方針

- (1) 障がいのある人たちがみずからの能力や適性に  
応じて、地域で自立した生活をしていくための在  
宅福祉サービスの充実や、グループホームへの支  
援、また生活支援のためのサービスなどを進めま  
す。
- (2) 障がいのある人たちの就労支援のための相談機  
能の充実や、地域就労支援事業の推進によって、

- 障がいのある人たちの雇用機会の拡大を図ります。
- (3) これからも、サービスの必要な障がい者への情  
報の提供や生活の相談に応じるとともに、福祉サ  
ービスが円滑に利用できるように関係機関との連  
携を図り、新たな制度の継続に努めていきます。

## 予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
非 施 設 事 業	(1) 障がい者福祉計画の策定	▶		▶
	(2) 障がい者地域自立生活支援センター事業の推進	▶		▶
	(3) 障がい者グループホーム等の支援	▶		▶
	(4) 障がい者就労支援事業の推進	▶		▶

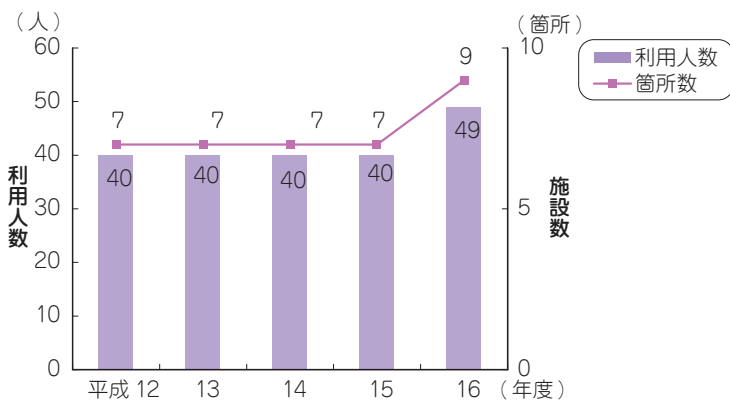
障がい者数の推移

(単位：人)

障がい別	年度	平成 12	13	14	15	16
視覚障がい		268	266	284	297	306
聴覚障がい		288	288	299	287	306
音声・言語障がい		34	38	40	43	46
肢体障がい		2,201	2,204	2,231	2,275	2,275
内部障がい		914	955	988	1,050	1,069
合併障がい		275	284	284	289	296
知的障がい		682	729	761	793	833
合計		4,662	4,764	4,887	5,034	5,159

(資料：障害者福祉課)

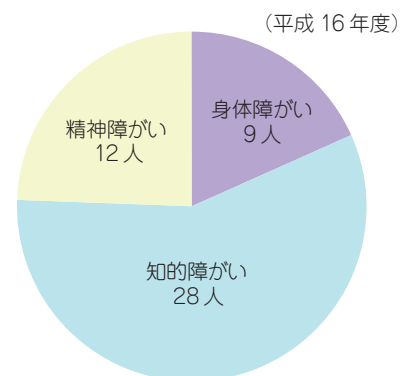
障がい者グループホームの利用者数と施設数の推移



※精神障がいは福祉ホームを含む

(資料：障害者福祉課)

障がい者グループホーム利用者数の内訳



(資料：障害者福祉課)



## 4 社会保障

第2節 健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす。(健康福祉)

1 健康づくり

2 高齢者福祉

3 障がい者福祉

4 社会保障

### 動向（現状）と課題

#### ● 動向（現状）

- (1) 長引く国内景気の低迷がやや回復基調にあるものの、急速な高齢化の進展を踏まえ、雇用不安や日々の暮らしの保障、また老後の生活設計など、人々の今後の生活や将来への不安感は拭いきれない状況にあります。また今後、高齢社会において、介護を必要とする人々の増加が予想されるなかで、高齢者医療や介護保険における、よりいっそうの給付水準の確保と安定した保険財政基盤が求められています。
- (2) 国民健康保険については、「地域の保険」として重要な役割を担っていますが、企業からの切り替えや、高齢化、医療の高度化にともない医療費の給付が増大し、国民健康保険事業特別会計のなかではまかないきれず、市の財政を圧迫しています。
- (3) 国民年金については、事務の多くは国に移管されましたが、高齢化とともに年金受給者が増加するなかで、少子高齢化にともなう世代間の不公平感が増大し、年金の未加入や未納が増えてきています。
- (4) 生活保護については、国民の最低生活を保障する制度であり、どこに住んでいても等しく対応すべき事業ですが、昨今の社会経済状況を反映し、受給者が増加しています。
- (5) 高齢者の介護については介護保険制度の創設により、保険料の負担と同時に要介護程度に応じて、

必要な介護サービスの提供が受けられるようになり、また、障がい者の福祉サービスについては、障害者自立支援法により身体・知的・精神のそれぞれの障がいが一元化された新たな制度になり、提供されるサービスの内容と所得に応じて上限のある定率負担をしつつ、サービスの提供を受けられるようになりました。

#### ● 今後の課題

- (1) 国民健康保険や高齢者医療の安定化を図るためには、医療費の適正化や必要に応じた負担の見直しを図るとともに、医療保険制度の抜本的な改革について引続き国に対して要請していく必要があります。
- (2) 国民年金については、制度や趣旨のPRとともに身近な相談機能が必要であり、また将来への不安を解消するために、運営や改革について引続き国に要請していくことが必要です。
- (3) 生活保護の受給者に対しては、制度の適正な運用のほか、いかに自立支援を行っていくのかが主要な課題となります。
- (4) 高齢者の介護保険制度については、制度改正とともにサービスへの選択や利用の拡大が図られ、より充実したものとなりましたが、一方では利用の増大にともなう財政負担が大きな課題となっています。

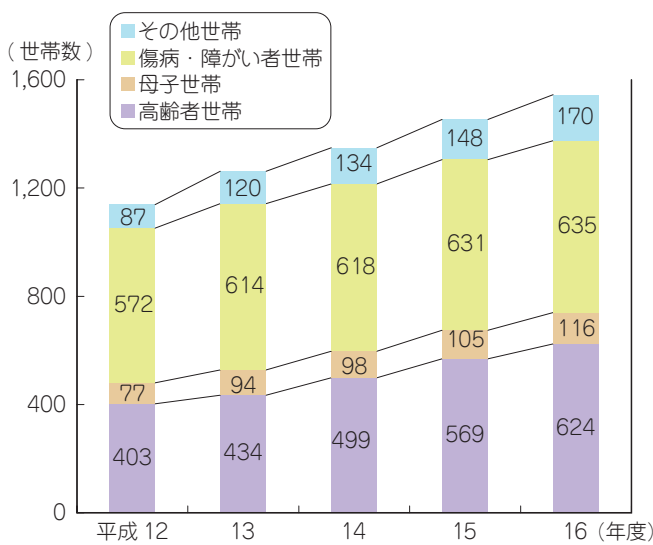
## 本計画における基本方針

- (1) これからの先行きが非常に不透明なかで、社会情勢の変化と連動した国民健康保険税の引上げの必要性について市民の理解を得るための検討や努力を行い、今後の市の国民健康保険事業の財源確保を図りつつ、東京都や関係機関と連携しながら、保険事業として可能な健康づくりのサービスの充実を行っていきます。
- (2) 国民健康保険制度の抜本的な改正や、将来への不安のないような年金制度への改革に関する要望について、これからも市長会等を通じて国等への要望を続けます。また身近な年金相談ができるように、市内への年金相談センターの誘致をさらに働きかけていきます。
- (3) 生活保護については、国の経済を安定させ雇用政策の充実を図ることが重要であり、その実現に向けて国に要望していくとともに、対象者に対しては制度の適正な運用とともに、みずから努力し自立を実現できるように支援を行っていきます。
- (4) 介護保険サービスの給付の適正化と効率化をよりいっそう進めるとともに、要介護状態への予防を重視した「予防重視型システム」への転換を図っていきます。
- (5) 障がい者への福祉サービスについても、給付の適正化や効率化を図るとともに、自立支援に向けてのさまざまなプログラムを設けていきます。

## 予定される計画事業

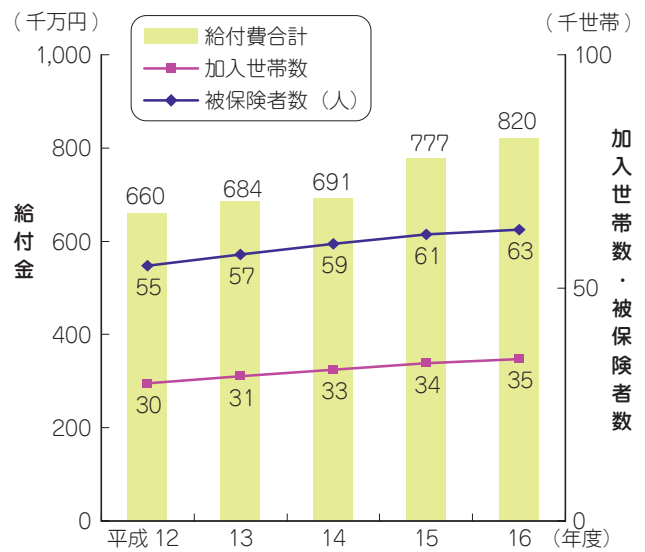
	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
非 施 設 事 業	(1) 国民健康保険事業維持のための国民健康保険税の見直し	▶		
	(2) 社会保障制度に対する国等への要請	▶		
	(3) 年金相談センターの市内誘致の要請	▶		
	(4) 就労支援員等の設置による生活保護受給者への自立支援	▶		➡
	(5) 社会保障制度の改正にあわせた市の施策の転換	▶		

市内の世帯類型別被保護者世帯数の推移

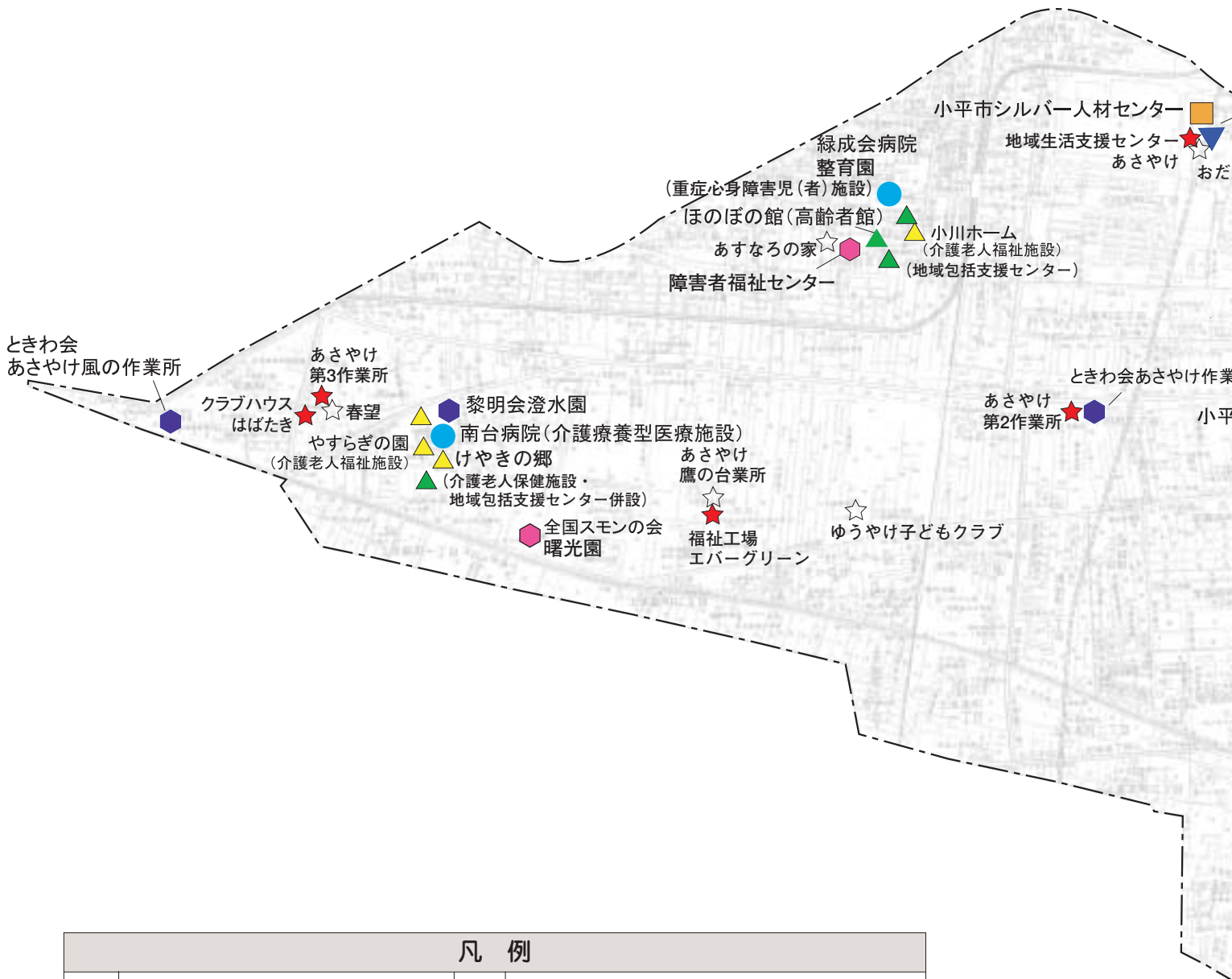


(資料：生活福祉課)

国民健康保険給付費と国民健康保険加入状況の推移



## 健康・福祉関連施設



### 凡 例

◆	小平市健康センター (1カ所)		高齢者交流室 (1カ所)
▲	小平市健康福祉事務センター (1カ所)		さわやか館 (高齢者館)(1カ所)
■	社会福祉協議会 (1カ所)		ほのぼの館 (高齢者館)(1カ所)
□	小平市シルバー人材センター (1カ所)		高齢者デイサービスセンター (1カ所)
		▲	地域包括支援センター (平成18年度～) (4カ所)
			在宅介護支援センター (2カ所)
▼	東京都多摩小平保健所 国立精神・神経センター武蔵病院 むさしが丘学園 (各1カ所)	●	知的障がい者施設 (6カ所)
		●	身体障がい者施設 (2カ所)
		★	精神障がい者施設 (6カ所)
		☆	心身障がい者(児)通所訓練等施設 (12カ所)
▲	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 (10カ所) 介護療養型医療施設	●	救急指定病院 (5カ所)



(平成 18 年 3 月現在)